

現場代理人の常駐義務緩和の運用に係る変更について

令和2年3月17日

三島市財政経営部管財課

「現場代理人の常駐義務緩和の運用について」を令和2年4月1日から以下のとおり一部改正しますのでお知らせします。

現場代理人の常駐義務緩和の運用について

改正前	改正後
<p>(兼務配置)</p> <p>(1) 三島市が発注した契約工期が重複する2件の工事の当初請負金額(税込)の合計が、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事の規定(建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額)未満の場合(建設業法第26条第3項に該当しない工事)</p> <p>(2) 三島市が発注した工事と密接な関連のある複数の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合(建設業法施行令第27条各項に該当する工事)</p> <p>(3) 三島市が発注した工事と契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事で工作物等に一体性が認められるもので、当初の請負契約以外の請負契約が同一の受注者と随意契約によ</p>	<p>(兼務配置)</p> <p>(1) 専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定(建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額)未満の場合</p> <p>ア 兼務しようとする工事の件数は、原則3件までとする。ただし、3件兼務については、過去5ヶ年度において優良工事表彰を受けた業者を対象に試行するものとする。</p> <p>イ 兼務しようとする工事現場間の距離及び移動時間が直線距離で20 km以内、かつ、概ね20分以内であること。</p> <p>ウ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。</p> <p>(2) 専任の主任技術者を必要とする建設工事の規定(建設業法施行令第27条第1項に規定する工事1件の金額)以上の場合</p> <p>ア 兼務しようとする工事の件数は、原則2件までとする。</p> <p>イ 兼務しようとする工事現場間の距離が10 km程度の近接した場所であること。</p> <p>ウ 工事対象となる工作物に一体性</p>

<p>り締結される場合</p> <p>(4) 三島市が発注した近接工事(三島市建設工事執行規則第10条の2に該当する工事)の場合</p>	<p>若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であること。</p> <p>エ 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。</p>
--	---